○中部地方整備局告示第六十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
近畿自動車道尾鷲多気線	尾鷲市大字南浦字梅ノ木谷三〇九八番二から三重県北牟婁郡紀北町海山区船津字相神二三五五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十日十四時

○中国地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第千九百二十六号周南都市計画道路事業三・四・四百九号新南陽停車場線及び三・五・四百十一号環状線

三　事業施行期間　自平成五年十月五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成五年建設省告示第千九百二十六号及び平成九年建設省告示第五百四十号の事業地のうち山口県周南市土井一丁目、土井二丁目及び大字下上地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成五年建設省告示第千九百二十六号及び平成九年建設省告示第五百四十号の事業地に山口県周南市土井一丁目、土井二丁目及び大字下上地内を追加する。

○中国地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月十九日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年中国地方整備局告示第八十八号米子境港都市計画道路事業三・三・九号米子駅陰田線

三　事業施行期間　自平成十四年十二月二日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○四国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	A 一〇・五〇～一五・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一〇・五〇～一五・〇〇メートル A 二一・四〇～三七二・〇〇メートル	二四・二七四キロメートル	

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二二二九番から同市高串字屋敷田一番耕地一〇二四番二まで	前	A 六・八〇～七七・七四メートル	一七・九二二キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D 一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	
	後	A 六・八〇～七七・七四	一七・九二二	
		B・C・D 一〇・一四～二五九・〇五	一七・九二九	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び四百九十四号	高知県高岡郡越知町越知字逆ヤ川丁一五七六番地内	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月十九日

○四国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
観音寺市植田町字南原一〇一九番二から同市出作町字大道上五九七番一まで	前	一六・七三～四六・一〇メートル	〇・〇三五キロメートル	
	後	一五・九二～四四・〇九	〇・〇三五	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所